

第14回幕別町・忠類村合併協議会議案

日時 平成16年12月24日（金）午後2時

会場 幕別町民会館 2階講堂

議案の提出について

- 協議第3号 慣行の取扱いについて
- 協議第4号 地方税の取扱いについて
- 協議第5号 条例・規則等の取扱いについて
- 協議第9号 財産及び債務の取扱いについて
- 協議第10号 一般職の職員の身分の取扱いについて
- 協議第11号 特別職の身分の取扱いについて
- 協議第13号 国民健康保険事業の取扱いについて
- 協議第15号 広報・広聴事業の取扱いについて
- 協議第16号 交通関係事業の取扱いについて
- 協議第17号 児童福祉事業の取扱いについて
- 協議第19号 障害者福祉事業の取扱いについて
- 協議第22号 保健・医療事業の取扱いについて
- 協議第27号 使用料・手数料等の取扱いについて
- 協議第29号 建設関係事業の取扱いについて
- 協議第30号 下水道関係事業の取扱いについて
- 協議第31号 水道関係事業の取扱いについて
- 協議第33号 行政区・町内会の取扱いについて

上記議案を別紙のとおり提出する。

平成16年12月24日

幕別町・忠類村合併協議会会長 岡田 和夫

協議第3号

慣行の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	20 慣行の取扱い
<p>1 <u>町章、町民憲章及び町歌については、幕別町の町章、町民憲章及び町歌を新町に引き継ぐものとし、忠類村の村章、村民憲章及び村歌については、地域において傳承するものとする。</u></p> <p>2 <u>宣言については、幕別町の宣言を新町に引き継ぐものとし、忠類村の宣言については、新町において調整する。</u></p> <p>3 <u>町の木・花・鳥については、町民の一体感を醸成するため、新町において制定する。</u></p> <p>4 <u>名誉町民制度及び表彰については、新町において調整する。ただし、既存の名誉町村民は新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>5 <u>開町記念式については、幕別町の開町記念式を新町に引き継ぐものとし、忠類村の開村記念式については、記念式の趣旨を繼承し、開催方法について新町において調整する。</u></p> <p>6 <u>新年交礼会については、合併時に廃止する。</u></p>	

協議第4号

地方税の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	10 地方税の取扱い
<p>1 <u>2町村</u>で差異のない税制については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、差異のあるものについては、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) <u>個人町民税、固定資産税及び軽自動車税の納期</u>については、<u>幕別町の例により、合併時に統合する。</u></p> <p>(2) <u>法人町民税の減免</u>については、幕別町の例により、合併時に統合する。</p> <p>(3) <u>特別土地保有税の免税点</u>については、幕別町の例により、合併時に統合する。</p> <p>(4) <u>入湯税</u>については、幕別町の例により、合併時に統合する。ただし、課税免除については、合併時に再編する。</p> <p>2 申告受付については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>	

協議第5号

条例・規則等の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	14 条例・規則等の取扱い
<p>1 <u>条例・規則等については、幕別町の条例・規則等を適用する。</u></p> <p>2 <u>各種事務事業の調整方針と関係する条例・規則等については、その調整方針を踏まえ規定の整理を行うものとする。</u></p>	

協議第9号

財産及び債務の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	5 財産及び債務の取扱い
<p><u>忠類村の所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。ただし、新町において設置する一般会計に属する基金については、財政調整基金、減債基金、土地開発基金及びまちづくり基金（仮称）に整理統合するものとし、特別会計に属する基金については、合併時まで調整する。</u></p>	

協議第10号

一般職の職員の身分の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	11 一般職の職員の身分の取扱い
<p>1 <u>忠類村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第9条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。</u></p> <p>2 <u>職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。</u></p> <p>3 <u>職員の種類及び役職については、合併時に再編する。</u></p> <p>4 <u>給料については、次のとおり取り扱うものとする。なお、現職員については、新町において速やかに給料の格差是正を図る。</u></p> <p>(1) <u>給料表については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>(2) <u>初任給基準については、幕別町の例により、合併時に統合する。</u></p> <p>(3) <u>級別職務分類については、合併時に再編する。</u></p> <p>(4) <u>級別資格基準については、幕別町の例により、合併時に統合する。</u></p> <p>5 <u>諸手当については、次の区分により調整する。</u></p> <p>— <u>現行のとおり新町に引き継ぐもの</u></p> <p>— <u>合併時に統合するもの</u></p> <p>— <u>合併時に再編するもの</u></p> <p>— <u>合併時に廃止するもの</u></p> <p>6 <u>退職勧奨制度については、幕別町の例を基準に、合併時に再編する。</u></p>	

協議第11号

特別職の身分の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	12 特別職の身分の取扱い
<p>1 <u>忠類村の常勤の特別職の身分の取扱いについては、2町村の長が別に協議して定める。</u></p> <p>2 議会議員の報酬額等は、合併時までに調整する。</p> <p>3 行政委員会の委員会及び委員の設置並びに委員の数、任期については、<u>幕別町の例により、合併時に統合するものとし、報酬額は、合併時までに調整する。</u></p> <p>4 その他の条例で定める特別職の設置並びに委員の数、任期、報酬額等については、<u>2町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として幕別町の例により、合併時に統合するものとし、2町村で独自に設置されているものについては、合併時までに調整する。</u></p>	

協議第13号

国民健康保険事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-6 国民健康保険事業の取扱い
<p>1 国民健康保険税の賦課形態及び課税限度額については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>2 国民健康保険税の税率については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第10条の規定を適用し、合併する年度の翌年度以降5年度の経過措置により、<u>急激な負担増とならないよう一般会計からの繰入れを考慮しつつ段階的に調整し、幕別町の税率を基準に統一する。ただし、介護保険分の税率については、合併する年度の翌年度に再編する。</u></p> <p>3 国民健康保険税の法定軽減制度については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>4 国民健康保険税の納期については、<u>合併する年度の翌年度から8期制とする。</u></p> <p>5 保険給付及び高額療養費貸付あっせんについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>6 保健事業については、新町において調整する。</p> <p>7 国民健康保険運営協議会については、合併時に<u>再編する。</u></p>	

協議第15号

広報・広聴事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-3 広報・広聴事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none">1 広報紙については、<u>幕別町の例により、合併時に統合する。</u>2 広聴については、実施内容について、合併時まで調整する。3 ホームページについては、新町において掲載内容を調整し、開設する。4 行政懇談会については、新町において調整する。5 町勢要覧については、新町において発行する。	

協議第16号

交通関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-5 交通関係事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none">1 広尾線バス輸送確保対策協議会については、<u>忠類村</u>は合併の日の前日をもって脱退し、<u>新町</u>として合併の日に参加する。2 バス待合所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。3 生活バス路線運行対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。4 町営バスについては、新町の一体性を確保するため、旧町村間を結ぶバスの運行形態について、既存の路線を含めて、<u>新町において調整する。</u>5 交通安全計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。6 交通指導員については、合併時に再編する。7 チャイルドシート貸出事業については、合併時に再編する。	

協議第17号

児童福祉事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-10 児童福祉事業の取扱い
<p>1 次世代育成支援行動計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 出産祝金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。</p> <p>3 特別保育事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、合併時まで調整する。</p> <p>4 放課後児童対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、<u>幕別町の例により、合併時に統合する。</u></p> <p>5 ことばの教室等児童通園施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、大樹町母子通園センターについては、関係機関と協議し、新町において調整する。</p> <p>肢体不自由児通園施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>6 認可保育所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、保育料及び減免基準については、<u>幕別町の例により、合併時に統合する。</u></p> <p>7 認可外保育所(へき地保育所)については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>	

協議第19号

障害者福祉事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-12 障害者福祉事業の取扱い
<p>1 障害者福祉計画については、新町において障害者福祉計画を包含する地域福祉計画を策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 町村障害者年金等制度及び身体障害者デイサービス事業については、<u>幕別町の例により、合併時に再編する。</u></p> <p>3 <u>交通費助成制度及び心身障害者ホームヘルプサービス事業については、幕別町の例により、合併時に統合する。</u></p> <p>4 小規模通所授産施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>5 支援費制度、更生医療給付事業、身体障害者(児)補装具交付事業及び身体障害者(児)日常生活用具給付事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>	

協議第22号

保健・医療事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-7 保健・医療事業の取扱い
<p>1 健康増進計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 保健事業の各制度については、次の区分により調整する。なお、利用料等の住民負担については、適正な料金のあり方等について調整する。</p> <p style="padding-left: 40px;">現行のとおり新町に引き継ぐもの</p> <p style="padding-left: 40px;">合併時に統合するもの</p> <p style="padding-left: 40px;">合併時に再編するもの</p> <p style="padding-left: 40px;">新町において再編するもの</p> <p>3 診療所及び歯科診療所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>4 老人医療費助成事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>5 <u>重度心身障害者医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業及び乳幼児医療費助成事業</u>については、幕別町の例により、<u>平成18年10月1日</u>に統合する。</p>	

協議第27号

使用料・手数料等の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	16 使用料・手数料等の取扱い
	<p>1 使用料については、次のとおり取り扱うものとする。ただし、新町における住民の一体性を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則から、適正な料金並びに減免規定のあり方について、新町において引き続き検討する。</p> <p>(1) 施設使用料については、施設内容及び建設年度が異なることなどから、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、統一するよう調整する。</p> <p>(2) 公営住宅使用料については、家賃の算定方法について、<u>合併する年度の翌年度に再編する。</u></p> <p>(3) 占用料、行政財産使用料については、幕別町の例により、合併時に統一する。</p> <p>(4) 土木用機械使用料については、合併時に廃止する。</p> <p>(5) 町営バス使用料については、<u>現行のとおりとする。</u></p> <p>(6) 幼稚園使用料については、現行のとおりとする。</p> <p>2 手数料については、合併時に統一する。</p>

協議第29号

建設関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-16 建設関係事業の取扱い
<p>1 公的賃貸住宅等の供給計画については、住宅マスタープランを新町において策定する。 幕別町公共賃貸住宅再生マスタープランは、現行のとおり新町に引き継ぎ運用する。ただし、新町において全域を対象とした新たな計画を策定する。</p> <p>2 公営住宅等の敷金については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、現入居者から新たな徴収は行わない。 共益費は、合併する年度の翌年度から入居者負担とする。 管理人制度は、<u>新町において調整する。</u></p> <p>3 緑の基本計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>4 都市計画マスタープランについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>5 都市計画区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>6 道路除排雪事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、地域性及び降雪量等の違いを考慮した上で、新たな除排雪手法等について、新町において調整する。</p>	

協議第30号

下水道関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-18 下水道関係事業の取扱い
<p>1 下水道事業及び個別排水処理施設整備事業については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>2 下水道受益者負担金(分担金)については、<u>次のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p>(1) <u>公共下水道事業及び流域関連公共下水道事業地域の負担金の額及び賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>(2) <u>農業集落排水事業地域の分担金の額及び賦課については、新町において調整する。</u></p> <p>(3) <u>各事業に係る負担金(分担金)の徴収及び減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>3 <u>個別排水処理施設受益者負担金については、幕別町の例により、合併時に再編する。</u></p> <p>4 <u>下水道使用料については、次のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p>(1) <u>使用料の額については、合併する年度の翌年度に統一する。</u></p> <p>(2) <u>使用水量の認定及び賦課については、使用料の設定に合わせて、合併する年度の翌年度に再編する。</u></p> <p>(3) <u>徴収については、幕別町の例により、合併時に統合する。</u></p> <p>(4) <u>減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>5 <u>個別排水処理施設使用料については、次のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p>(1) <u>使用料の額については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、忠類地区については、合併する年度の翌年度以降3年度以内の経過措置により段階的に調整し統一する。</u></p> <p>(2) <u>賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>(3) <u>徴収については、忠類村の例により、合併時に統合する。</u></p> <p>(4) <u>減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>6 <u>下水道占用料については、幕別町の例により、合併時に統一する。</u></p> <p>7 <u>下水道資金貸付制度及び個別排水処理施設資金貸付制度については、合併時に再編する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>8 <u>下水道補助制度については、幕別町の例により、合併時に統合する。</u></p> <p>9 <u>個別排水処理施設補助制度については、幕別町の例を基準に、合併時に再編する。</u></p>	

協議第31号

水道関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-17 水道関係事業の取扱い
<p>1 上水道事業、簡易水道事業及び営農用水事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>2 水道料金については、合併する年度の翌年度に幕別町の料金を基準に統一する。ただし、忠類地区については、合併する年度の翌年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し統一する。</p> <p>3 水道料金の徴収については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 検針については、検針月を毎月とし、料金算定の定例日を毎月10日とする。実施は、平成18年6月からとする。</p> <p>(2) 料金の賦課基準については、水道料金の設定に合わせて、合併する年度の翌年度に再編する。</p> <p>(3) 納期については、幕別町の例により、合併時に統合する。</p> <p>4 加入者負担金については、幕別町の額を基準に、合併時に統一する。</p> <p>5 手数料については、合併時に統一する。</p> <p>6 水道料金、加入者負担金及び手数料の減免については、忠類村の例により、合併時に再編する。</p> <p>7 区域外受・給水については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>8 指定給水装置工事事業者については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>	

協議第35号

新町建設計画について

新町建設計画については、別添「新町まちづくり計画」に定めるとおりとする。

協議第33号

行政区・町内会の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-1 行政区・町内会の取扱い
<ol style="list-style-type: none">1 行政区の区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 組織については、幕別町の現行制度を基準に合併時に再編する。2 行政区の名称については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地域内の行政区については、当該名称に「忠類」を冠するものとする。3 行政（公）区長会議については、年2回開催する。4 行政区内の配布物については、幕別町の例により、合併時に統合する。ただし、総合支所が忠類地域内に発行する配布物については、総合支所が定めるものとする。	